

広島県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次のとおり指定介護機関の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成三十年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			新	旧	
株式会社CK Kサポート	竹原市西野町一六一〇番地一	居宅介護支援事業所隣ご縁皆実	三原市皆実三丁目八番一三―二号	三原市皆実六丁目七番三一号	平成二六年七月二四日
社会福祉法人東城有栖会	庄原市東城町川西九四七番地二	シルトピア油木居宅介護支援事業所	○七一番地一	○七一番地一	平成一六年一月五日
社会福祉法人東城有栖会	庄原市東城町川西九四七番地二	シルトピア油木シヨートステイ事業所	○七一番地一	○七一番地一	平成一六年一月五日
社会福祉法人東城有栖会	庄原市東城町川西九四七番地二	特別養護老人ホームシルトピア油木	○七一番地一	○七一番地一	平成一六年一月五日